

働き方改革が必要とされる理由

長時間労働を前提とした現在の働き方等は、男性の家事・育児等への参画や女性の就業（継続）等の障害となっており、男女ともに仕事と家庭の両立を困難なものにしている。

こうした状況を踏まえ、男女がともに自らの希望に応じた形で仕事と家庭の両立を図るとともに、地域生活への参画や余暇活動の充実などを通じた豊かな生活の実現に向け、所定外労働の削減などの長時間労働の是正、育児休業取得などの男性の家事・育児等への参画促進、年次有給休暇の取得促進などの働き方改革を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組むことが必要。

取組

仕事と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進

働き方の見直しや仕事と家庭生活の両立に向けた企業の取組を支援

- ・ 社会保険労務士をアドバイザーとして企業に派遣し、働きやすい職場環境づくりについて指導・助言
- ・ 企業に対し働き方改革の伴走型コンサルティングを実施し、その取組事例を県内企業に広く波及
- ・ 働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し環境づくりのための助成金を交付
- ・ 長時間労働の是正、有給休暇や男性育休、介護休暇の取得促進等に取り組む企業に奨励金を交付
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「次世代育成支援認証」企業として認証

ハラスメントのない職場の実現

ハラスメント防止措置の就業規則等への規定や社内の一元的な相談窓口の整備などハラスメント防止に向けた対策の推進

- ・ ハラスメントに関する国の対策マニュアルの周知等を通して事業主へ働きかけを行い、企業の理解を促進
- ・ 県庁雇用労政課に設置した労働相談所において労働問題に関する相談に対応
- ・ 就職前の学生等を対象にハラスメント等の労働トラブルから身を守るための基本的な知識を学ぶ講座の実施

子育て（保育）環境等の整備

保育所の整備を進めるとともに、各種子育て支援サービスについて地域の実情に応じて運営されるよう支援するなど安心して子育てができる環境を整備

- ・ 市町村が行う保育所、認定こども園、小規模保育施設等の整備や運営の支援
- ・ 市町村が行う各種子育て支援サービスの実施を支援
- ・ 企業内保育施設の設置について費用の一部を補助